

神奈川県再犯防止推進計画（第 1 期）

令和 5 年度評価まとめ

（案）

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

目次

「神奈川県再犯防止推進計画」の評価方法について	1
全体取りまとめイメージ	2
大柱1 就労・住居の確保	3
小柱(1) 就労の確保	3
小柱(2) 住居の確保	6
大柱2 保健医療・福祉サービスの利用の促進	8
小柱(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援	8
小柱(2) 薬物依存を有する者等への支援	12
大柱3 非行の防止等	14
小柱(1) 非行の防止等	14
大柱4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援	18
小柱(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援	18
大柱5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	21
小柱(1) 民間協力者の活動の促進	21
小柱(2) 広報・啓発活動の推進	23

「神奈川県再犯防止推進計画」の評価方法について

1 基本的な考え方

数値目標による進行管理ではなく、本会議において取組状況に対する意見を伺い、各所管課にフィードバックすることにより、今後の取組の改善を行うとともに、本会議を通じて、計画の基本目標^(※)の実現に向けて、関係機関が連携を図りながら取組を進めていく。

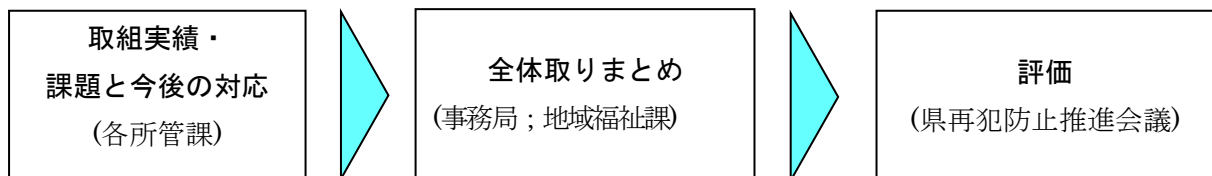
※「国、市町村、民間団体その他の関係者と連携し、(中略)、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合うことができる社会づくりを促進することを目標とします。」

2 計画期間を通じた進行管理の流れ

計画を着実に推進するために、毎年度、計画に位置付けた施策の評価（前年度取組実績に対する評価）を行い、取組の改善等、計画の効率的な推進を図る。

3 年度ごとの進行管理の流れ

各年度における計画に位置付けた取組に係る評価については、次のとおり実施する。



(1) 実施（DO）

① 取組状況

計画に位置付けられた個々の取組ごとに、各所管課において実績から課題や今後の対応等の整理を行う。

② 全体取りまとめ

事務局（地域福祉課）において、各所管課の実績等について全体の取りまとめを行う。

(2) 評価（CHECK）

神奈川県再犯防止推進会議において、「施策の展開」項目（小柱）ごとに文章による評価を行う。

(3) 改善（ACTION）

評価結果を各所管課へフィードバックし、各所管課において今後の事業の改善に向けた検討を行う。

4 公表方法

年度ごとの評価を県ホームページへの掲載により行う。

全体取りまとめイメージ

《以下、「施策の展開」の項目（小柱）ごとに作成》

大柱	5 民間協力者の活動の促進、広	1 就労・住居の確保 (1) 就労の確保 (2) 住居の確保
小柱	(2) 広報・啓発活動の推進	2 保健医療・福祉サービスの利用の促進 (1) 高齢者又は障がいのある者等への支援 (2) 薬物依存を有する者等への支援 3 非行の防止等 (1) 非行の防止等 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援 (1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 (1) 民間協力者の活動の促進 (2) 広報・啓発活動の推進
【具体的施策】 ○ 犯罪や非行をした者が社会において孤立することの防止として、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関と連携し、必要に応じて実施される“社会を明るくする運動”を支援する。 ○ 社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び関係機関との連携による理解促進を図ります。 ○ ……		

令和元年度	
取組実績	《記載例》 ・ 神奈川医療少年院で1回、横浜刑務所で2回見学会を開催する予定であったが、神奈川医療少年院見学会へ想定していた数より多い申込みがあり、神奈川医療少年院の協力を得て2回に増やし実施した。←例として平成30年度実績を記載 ・ ……
課題と今後の対応	【事務局】 各所管課の実績及び課題を元に、事務局で取りまとめ 《記載例》 ・ 平成30年度の見学会への申込状況を踏まえると見学会のニーズは高まっている。地域生活定着支援センターの帰住地調整等を円滑に進めるためにも、福祉関係者の矯正施設退所者に対する理解促進に向け、引き続き研修等を実施していく。 ・ ……
評価	【推進会議】 小柱ごと（8つ）に位置付けた取組をまとめて、文章による評価

大柱	1 就労・住居の確保
小柱	(1) 就労の確保

【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）

- 刑務所出所者等が経済的に自立し健全な社会復帰ができるよう、関係機関と協力して、国の支援を受けて就労した刑務所出所者等及び雇用主に対し電話や職場訪問等による助言等を実施し、職場定着を促進します。
- 保護観察対象者の円滑な社会復帰に向けて、民間企業等への就労へと繋げていく取組として、県保護司会連合会から推薦を受けた保護観察対象者を県の非常勤職員として雇用します。
- 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、2019 年度以降有効な入札参加資格の審査から、入札参加資格認定申請日時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去 2 年間のうち、連続する 3 か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行います。
- 再犯のおそれが高い暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターと連携し、暴力団離脱者を対象とした関係機関と民間団体による就職受入等の社会復帰対策を支援します。

取 組 実 績

- 刑務所出所者等就労支援事業では、刑務所出所者等及び雇用主各 52 者に対して、電話連絡や個別訪問により、状況や悩みに応じた職場定着支援を実施した。また、刑務所出所者等の雇用を促すための企業向けの研修会を 2 回開催するとともに、協力雇用主への助言及び企業への協力雇用主の登録依頼のための電話連絡や個別訪問を計 230 社に対して実施し、29 社が新たに協力雇用主に登録した。
- 保護観察対象者の直接雇用については、令和 4 年度と同様、県保護司会連合会から推薦がなかったため、新たな雇用はなかった。
- 令和 4 年度に引き続き、刑務所出所者等の雇用の促進を図るためのインセンティブとして、協力雇用主に対する入札参加資格認定の優遇措置を実施した。令和 6 年 3 月末時点で優遇措置の対象となっている企業は 5 者となっている。
- 神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会を通じて暴力団離脱者 1 人に対する就労支援を実施し、協賛企業に就職させることに成功した。また、神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の就労受け入れ企業（協賛企業）は、15 社の内 14 社が建設関係であったが、社会復帰アドバイザーによる企業訪問等により、新たに運送関係の 1 社を開拓し、16 社となった。

課 題 と 今 後 の 対 応

- 刑務所出所者等就労支援事業は、国の就労支援を受けて就職した刑務所出所者等や雇用主を対象に、定着支援を実施しており、また、支援対象が刑務所出所者という特殊性からも、国の就労支援事業を受託した事業者は、本県が委託して実施しているものである。そのため、支援対象者との信頼関係を構築しやすく、効果的に事業を実施していくことが可能となっている。
- 保護観察対象者の直接雇用について、県保護司会連合会からの推薦があった場合には、推薦に応じて雇用を検討する。
- 今後も協力雇用主による刑務所出所者等の雇用を促進する必要がある、引き続き、協力雇用主に対し、入札参加資格の優遇措置を実施する。
- 神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の就労受け入れ企業（協賛企業）16社の内14社が建設関係であることから、引き続き建設業以外の業種の協賛企業の開拓に努める必要がある。

評 価（案）

刑務所出所者等の就労支援については、県による定着支援及び支援期間終了後のアフターフォローの取組が有効であるが、加えて、事業の継続と支援の手が届きやすくなるよう協力雇用主の登録を拡大していくことが求められる。

刑務所出所者等の雇用の促進を図るため、協力雇用主にとってインセンティブとなる入札参加資格認定の優遇措置については、制度を維持していくとともに、事業者に対して制度の更なる周知が必要である。

暴力団離脱者を対象とした就労受入等の社会復帰対策については、新たな業種を開拓できたことは評価できる。多様な年齢層の暴力団離脱者が就労しやすいよう、引き続き、建設業以外の業種の企業へのアプローチを行うことが必要である。

国や関係機関による関連する取組等

○認定NPO法人神奈川県就労支援事業者機構による取組

(1) 法務省との連携した事業

令和5年度の刑務所出所者等の就労支援は、目安の120件を超え134件実施している。そして支援を通じて就労に至ったには90件、76.3%を占める。

(2) 神奈川県との連携した事業

- ・上記(1)で就労したのなかで、職場定着支援した実施件数(成人が対象)は52件。法務省の職場定着支援(少年が対象)を合わせると86件になる。
- ・刑務所出所者等を積極的に雇用する協力雇用主とでは、積極的な接触に努めた結果(職場定着支援が行われている事業所は除く)、面談や電話等での接触した事業者数は230者に及ぶ。また横浜刑務所と保護観察所で協力雇用主の研修会を実施したが、参加事業者数は58者になり、この中には協力雇用主になることを検討中の事業所も含まれる。

(3) 厚生労働省との連携

同省の委託事業に、ハローワークの専用求人登録の開拓があるが、目標値1,000件を超え1,505件に達している。

(4) その他

支援対象者の中には、ひきこもりや発達障害の少年が散見されることから「神奈川県子ども若者支援連携会議」に参加し、関係機関等との連携を始めた。

○横浜刑務所における就労支援

横浜刑務所において、受刑者に対する就労支援として次の取組を行っている。

(1) 職業訓練

出所後の就労に資する免許・資格や職業上有用な知識・技能を習得させるために、フォークリフト運転科、溶接科及びビジネススキル科の3種目の職業訓練を実施している。資格取得として、フォークリフト運転科では、フォークリフト運転技能講習修了証、溶接科では、ガス溶接技能講習修了証及びアーク溶接等の業務に係る特別教育修了証を受験・取得させている。

(2) 就労準備指導

職業訓練を受け出所後の就労を予定している受刑者や、就労意欲及び稼働能力がある受刑者に対して、就労の大切さを理解させ、就労意欲を高めさせるとともに、職場に適応するための心構え及び行動様式を身に付けさせ、就労生活に必要な基礎的知識及び技能等を習得させるために、外部講師の産業カウンセラー・キャリアコンサルタントによる就労支援指導(全7単元、指導期間約3カ月間)及び出所後の安定した就労生活に向けた意欲喚起、具体的な生活設計、受刑中の就労支援制度の活用を目的としたキャリア教育プログラム(全12単元、指導期間約6月)を実施している。

(3) 個別就労支援

希望する受刑者に対して、出所後の就労先を確保し、円滑な社会復帰につなげるため、協力雇用主等との採用面接を個別に実施しているほか、出所後の円滑な就職活動に資するため、就労支援専門官、就労支援スタッフ及び駐在するハローワーク相談員による職業相談、職業紹介、求人情報の提供を行っている。また、出所者の雇用を検討している事業主が受刑者に対して事業内容、雇用環境等を説明する就労支援フェスタ(企業説明会)の開催に加えて、令和5年度より、日本財団職親プロジェクトとの連携による「職親プロジェクト仕事フォーラム」を実施している。なお、令和5年度については、職親企業4社を招いて同仕事フォーラムを開催したほか、横浜保護観察所及びNPO法人神奈川県就労支援事業者機構の協力を得て、協力雇用主等を対象とした所内見学及び意見交換を実施する就労支援検討会を開催した。

大柱	1 就労・住居の確保
小柱	(2) 住居の確保

【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）

- 親族等のもとに帰住することができない矯正施設出所者等の一時的な居場所となる民間の施設である更生保護施設が実施する継続保護事業（宿泊場所の供与及び社会生活に適応させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業）を支援し、出所後の生活基盤の安定確保を図ります。
- 賃貸住宅の家主から、保護観察対象者等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。
- 県営住宅において、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供します。
- 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方、又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。

取 組 実 績

- 更生保護施設への事業費補助については、令和4年度に引き続き、更生保護法人川崎自立会、更生保護法人まこと寮、更生保護法人報徳更生寮の運営費に対して、合計4,548,000円の補助を行った。
- 要配慮者の入居を拒まない住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業については、41,321戸の登録がなされ順調に増加した。
- 県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅の提供については、5月と11月に定期募集を行い、合計で募集戸数1,600戸に対して、6,314人の応募があり、倍率は3.9倍であった。
- 住居確保給付金については、支給決定10件、支給額2,465,600円（町村部）となった。

課 題 と 今 後 の 対 応

- 更生保護施設への事業費補助について、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るために必要不可欠なものであり、更生保護施設はその役割を担う重要な機関であるため、引き続き支援していく。また、施設が安定的な運営を行えるよう、国に対して更生保護法人への必要かつ十分な財政措置を講じることを引き続き要望していく。
- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業では、登録住宅の戸数の増加に伴い、住宅の登録内容の一層適切な管理に努めていく。また、要配慮者の居住支援に当たっては、引き続き神奈川県居住支援協議会等において、不動産店や居住支援団体等の連携を図り、要配慮者の居住安定確保に努めていく。
- 県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅提供については、引き続き、定期募集に併せて常時募集も行い、住宅困窮者に対する重層的な住宅セーフティネットの中核としての役割を果たしていく。
- 住居確保給付金の支給については、感染症拡大が前年度に比べ収束し、申請数が減少したが、一部の受給者の受給期間が長期化していることから、受給者の生活再建を早期に図るため、関係機関と連携し、受給者の状況に応じた就労支援を行っていく。

評 価（案）

更生保護施設は、矯正施設出所者等の一時的な居場所として重要な役割を果たしているため、施設が安定して運営していけるよう、県として支援を継続するとともに、物価高騰等の影響も踏まえ、国に対して支援の拡充を求めていく必要がある。

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅は、毎年登録戸数が増加している点が評価できる。要配慮者の居住の安定確保のため、引き続き、神奈川県居住支援協議会等を通じ、関係団体等が連携した取組が求められる。

県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅提供については、今後も住宅困窮者に対する重層的な住宅セーフティネットの中核的役割を果たす必要がある。

住居確保給付金の支給については、受給期間が長期化している受給者の生活再建に向け、関係機関と連携し、受給者の状況に応じた就労支援を行っていく必要がある。

大柱	2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
小柱	(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援

【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）

- 高齢者又は障がいのあることにより、福祉的支援が必要な矯正施設退所予定者が、出所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう「神奈川県地域生活定着支援センター」において、受入施設の調整や受入れをした社会福祉施設等への助言など、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を、矯正施設及び保護観察所と協働で進めます。
- 社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進を図ります。
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、刑事司法関係機関や民間団体等の協力のもと、社会福祉施設等の職員を対象に研修等を実施し、更生支援に係る福祉関係機関のネットワークの構築を図ります。
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、万引きをした高齢者を対象とした「高齢者万引き防止プログラム」を関係者とともに作成、活用することにより、万引きの習慣化を防ぎ、再犯防止を推進します。
- 市町村が設置する地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行うため、地域支援事業として、総合相談や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業などを実施します。県は、地域支援事業の費用の一部を負担して、市町村を支援します。
- 市町村が設置する認知症初期集中支援チームにおいて、認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。県は、認知症サポート医の養成や、「地域包括ケア会議」の開催、好事例の紹介、チーム員と連携する認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を実施するなど、市町村の取組を支援します。
- 認知症の専門的な医療体制を強化するため、認知症疾患医療センターを設置し、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、介護との連携、かかりつけ医等への研修を行います。
- 認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。
- 若年性認知症の人一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、地域での相談対応や、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行う「若年性認知症支援コーディネーター」を設置します。また、若年性認知症の当事者を含めて、学識経験者や認知症疾患医療センター、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。さらに、職域や障がい福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する知識を習得するための研修を実施します。
- 発達障がいや有する障がい児者に対する支援を総合的に行う県域の拠点として「神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各種の相談や研修、対応が困難な個別支援の検討会議等において専門的な立場からの助言を行います。
- 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立相談支援機関において、困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期の脱却と地域での自立の促進を図ります。

取 組 実 績

- 神奈川県地域生活定着支援センターでは、コーディネート業務 105 件、フォローアップ業務 86 件、相談支援業務 30 件、被疑者等支援業務 16 件に加え、地域福祉支援検討会を 1 回、福祉事業者巡回開拓 19 回、地域福祉研修 7 回を行った。
- 矯正施設見学会については、横浜刑務所で 1 回実施した。
- 地域包括支援センター職員等養成研修では、「権利擁護」「虐待対応」「地域づくり」「ケアマネジメントにおける地域を基盤としたソーシャルワーク実践」など地域の課題への対応について、研修を実施（初任者研修 1 回／91 名修了、現任者研修 3 回／182 名修了、管理者向け研修 1 回／82 名修了）するとともに、地域ケア多職種協働推進事業、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議への専門職員派遣を実施し、センター職員の業務を支援した。さらに、センターの運營業務に課題を抱える市町村に対して伴走支援事業による個別支援を実施するとともに、市町村の地域包括支援センターのマネジメント強化の観点から市町村職員研修会を開催し、効率的、効果的なセンター業務委託の検討に向けた事例紹介、情報共有、意見交換を行った。
- 認知症疾患医療センターにおける、年間の認知症に関する取組実績は、鑑別診断 13,564 件、専門医療相談 3,297 件（電話 2,358 件、面接 928 件、その他 11 件）、診断後等相談 7,388 件（電話 4,584 件、面接 2,546 件、その他 258 件）であった。各センターの事業評価を実施し、指定更新を行うとともに、各センターの課題について整理した。また、令和 5 年度から連携型センターを 2 か所増設した他、令和 6 年 6 月から、地域拠点型の東海大学医学部附属病院を基幹型のセンターとして設置する代わりに、秦野厚生病院を湘南西部地域の地域拠点型センターとして新設する予定である。
- 「神奈川県発達障害支援センター（かながわ A）」による相談支援では、発達障がいに係る様々な悩みを年間 1,911 件対応した。また、支援技術の向上を目的とする支援者向け研修を年 2 回開催し、計 116 名が受講したほか、当事者家族向けの講座を開催し、91 名の参加があるなど、発達障がいに関する正しい知識及び対応方法の普及に取り組んだ。
- 生活困窮者の自立相談支援では、法の趣旨を踏まえ、相談者が抱える様々な課題の解決に向け、必要に応じて町村やハローワーク等の関係機関と連携しながら本人の状況に応じた包括的な支援を行った。自立相談支援機関（町村域）における令和 5 年度の新規相談受付件数は 444 件であった。

課 題 と 今 後 の 対 応

- 県地域生活定着支援センターによる取組について、令和3年度から開始した被疑者等支援業務の実績は、前年度の2倍以上の16件となった。引き続き、保護観察所等の関係機関と連携し、受入施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な援助等を目指す。
- 矯正施設見学会については、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進につながるため、引き続き実施していく必要がある。
- 地域支援事業（包括的支援事業等）を一体的に実施する地域包括支援センターにおいて、地域の関係機関との有機的な連携による地域課題の解決が図られるよう、引き続き、運営に必要な経費の一部を負担するとともに、各種研修、専門職派遣等を通じて、様々な地域課題に対する職員への研修等を通じて、地域包括支援センターの機能強化を図っていく必要がある。
- 認知症疾患医療センターと地域の関係機関との連携のニーズがさらに高まっており、配置のあり方や連携の方策を引き続き検討する。また、令和6年度に事業評価を実施予定であるため、見えてきた課題にしっかりと対応していくとともに、県内初の基幹型センターの設置に向け、センターと連携を取りながら、事業評価や会議等、協力して進めていく。
- 神奈川県発達障害支援センター（かながわA）による相談支援については、支援の担い手を増やすため、市町村や相談支援事業所、保育園、学校、就労支援事業所などの関係機関に対して、実践的な支援技術や知識を獲得できる研修や助言を引き続き実施していく。
- 生活困窮者の自立支援について、新型コロナウイルス感染症の影響により増加していた相談件数は落ち着きを見せ始めてきたが、引き続き、複合的な課題を抱える相談者に対応する体制を作ることが必要であるため、支援員の研修等資質向上を図りながら、生活困窮者への支援体制を整えていく。

評 価（案）

県地域生活定着支援センターは、被疑者等支援業務の件数が増加する等着実に取り組んでいる。今後も、保護観察所等の関係機関と連携し、福祉的支援が必要な矯正施設退所予定者等を円滑に福祉サービスにつなげる取組を継続する必要がある。

地域包括支援センターは、地域課題の解決を担う中核的な機関であるため、様々な地域課題に対する職員への研修等を通じた機能強化の取組を継続していくことが重要である。

認知症疾患医療センターは、令和4年度に引き続き、連携型センターが増設されるなど体制整備が進められている点が評価できる。今後も、専門医療の提供や保健医療・介護機関等と連携を図る地域の中核機関としての役割が求められる。

神奈川県発達障害支援センター（かながわA）での相談件数は、令和5年度が過去5年間で最多となり、多くの障がい児者とその家族を適切な支援へつなぐことができています。引き続き、市町村や関係機関に対する研修、助言を行い、発達障がいへの理解を促進し、発達障がい児者が生活しやすい環境を整備していく必要がある。

生活困窮者自立支援では、複合的な課題を持つ相談者へ包括的な支援ができるよう、支援員の資質向上を図りながら、町村やハローワーク等の関係機関とより一層連携していくことが求められる。

国や関係機関による関連する取組等

○横浜地方検察庁による社会復帰支援

令和元年度以降、横浜地方検察庁は、国の取組として掲げた社会復帰支援活動を継続して実施している。支援対象者の特性に合致する福祉的・医療的ニーズを引き出し、効果的な社会復帰支援活動を行っている。

○横浜刑務所における社会復帰支援策

横浜刑務所において、高齢者または障がいのある受刑者に対する社会復帰支援策として次の取組を行っている。

(1) 社会復帰準備指導

60歳以上の高齢受刑者や障がいを有する受刑者に対して、基本的生活能力、社会福祉制度に関する知識、その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせるために、所内の社会福祉士、就労支援スタッフ、医師、看護師、管理栄養士、外部講師による社会復帰支援指導（全18单元、指導期間約5月間）を実施している。

(2) 独自調整

神奈川県地域生活定着支援センターによる特別調整の対象者とはならないものの、高齢・障がいにより、出所後、直ちに福祉的支援が必要な受刑者に対して、所内の社会福祉士が福祉施設への入所・医療機関への入院、障害者手帳の取得、生活保護の受給、介護保険の申請・利用の支援等を在所中に行う独自調整を多数実施している。令和5年度から、受刑者に加えて、収容期間が比較的短い労役場留置者に対しても福祉的支援の必要性を判断するためのスクリーニングを行っており、同年度は労役場留置者に対する独自調整による福祉的支援を7件実施した。

○神奈川県保護司会連合会による保護司への「高齢者万引き防止プログラム」の配付

県保護司会連合会では、保護司から同プログラムの効果的な活用方法を聴取したうえで、県内の全保護司に同プログラム等を配付し、有効に活用してもらうこととした。

大柱	2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
小柱	(2) 薬物依存を有する者等への支援

【具体的施策】(神奈川県再犯防止推進計画から転載)

- 県、国、市町村及び薬物クリーンかながわ推進会議で構成する神奈川県薬物乱用対策推進本部において毎年度策定する要綱に基づき、関係機関・団体が連携し、薬物の乱用防止対策を推進します。
- 県精神保健福祉センター、県保健福祉事務所・センター等で薬物に関する一般相談窓口を設けるとともに乱用防止の啓発を行うほか、相談支援を行う関係機関職員に対し、薬物依存症の知識の向上を図る研修を実施することにより、薬物関連問題の発生予防、薬物依存症者の社会復帰の促進等を図ります。
- 薬物依存症者の家族を対象に、薬物依存症の知識や適切なかかわり方、回復に向けた支援について理解するための依存症家族講座を実施し、同じ悩みを抱えた家族同士のつながりを支援します。
- 薬物などの依存症に対応できる医療機関を依存症専門医療機関として選定し、薬物依存症患者の医療提供体制の整備を進めるとともに、医療従事者や地域関係機関の相談従事者等を対象とした研修を実施し、人材育成を図ります。
- 薬物などの依存症に関する電話相談を実施します。
- アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に対応する相談窓口や専門医療機関、自助グループや回復施設等の情報を、一元的に知ることができるポータルサイト『かながわ版アディクションガイド(仮称)』を開設し、情報発信を進めます。

取 組 実 績

- 精神保健福祉センターおよび保健福祉事務所等では、薬物に関する一般相談を 1,574 件受け、薬物関連問題の発生予防、薬物依存症者の社会復帰の促進等を図った。オンラインで、相談支援を行う関係機関職員の研修会を 1 回開催し、90 人が参加し、薬物相談に係る資質の向上を図った。
- 依存症家族講座では、薬物依存症に限定せず、依存症の知識や適切なかかわり方、回復に向けた依存症家族講座を 1 回対面で実施した。
- 「かながわ依存症ポータルサイト」では、依存症に関するセミナーや自助グループの活動状況等を定期的に掲載した。ポータルサイトのアクセス件数は 57,659 件となった。

課 題 と 今 後 の 対 応

- 薬物に関する一般相談は増加傾向で多様化しているため、専門相談を強化していく必要がある。
- 依存症家族講座について、様々な対策が講じられてはいるものの、薬物依存症者への偏見や誤解はいまだ根強く、薬物依存症者本人もその家族もなかなか相談や支援につながる事が困難な状況である。まずは家族が薬物依存症に関する正しい知識を習得し、理解する必要があるため、オンライン、対面と多様な方法で家族講座を実施していく。
- 「かながわ依存症ポータルサイト」は、引き続き県立精神医療センターと連携し、本サイトの認知度を向上させ、コンテンツの充実を図る。

評 価（案）

薬物に関する相談事業では、関係機関職員の研修会参加者が前年度の2倍以上となり、より多くの相談支援担当者の資質向上に寄与した点が評価できる。薬物関連の問題の発生予防や薬物依存症者の社会復帰の促進等につながる重要な取組であるため、多様化する相談内容に対応できるよう、相談支援を行う関係機関職員の資質の向上に、より一層努める必要がある。

依存症家族講座については、薬物依存症に限定しない講座を開催したことで、広く依存症の知識や適切なかかわり方、回復するための支援について理解を深めることに寄与した。今後も講座の内容や周知を工夫し、薬物依存症者本人やその家族が相談や支援につながる契機となるよう取り組んでいくことが求められる。

「かながわ依存症ポータルサイト」については、年間5万件以上のアクセス件数があり、一定程度認知されたと評価できる。掲載している自助グループ等の情報が多くの依存症患者本人や家族等の支援につながるよう、引き続きサイトの充実と認知度の向上に取り組む必要がある。

国や関係機関による関連する取組等

○横浜刑務所における薬物依存離脱指導

覚醒剤や大麻使用等による依存症や依存傾向を抱えた受刑者に対して、薬物依存の認識、薬物使用に至る問題点の理解、断薬への動機づけ、再使用に至らないための知識・スキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に回復に向けた治療、援助等を受ける必要性を認識させるために、薬物依存離脱指導（3種類のプログラム、4～12単元、指導期間1～4か月間）」を実施している。

大柱	3 非行の防止等
小柱	(1) 非行の防止等

【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）

- 子ども・若者の相談を総合的に受けられるよう、県青少年センターを子ども・若者育成支援推進法第13条に基づく総合相談センターに位置付け、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、国、県、市町村の相談・支援機関や民間団体との連携を促進します。
- 国と県が協働で運営する地域若者サポートステーションにおいて、キャリアコンサルタント、臨床心理士等による専門的な相談などを実施することで、ニート等の若者の職業的自立に向け、それぞれの置かれた状況に応じて、個別・継続的に包括的な支援をします。
- 児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、警察本部と県教育委員会、県私立小学校・中学高等学校協会、県内の全市町村教育委員会等が協定を締結し、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直りを支援します。
- 少年相談・保護センターにおいて、専門の少年相談員が非行問題やいじめ、犯罪被害等で悩んでいる少年自身や保護者等の相談に応じます。
- 非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携して少年サポートチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、立ち直りを支援します。
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所づくり活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。
- 高校生が講師となり、学校におけるいじめや暴力行為、SNS 利用に起因する犯罪被害やトラブル、万引きなど非行の入口となる身近な問題について啓発する非行防止教室を開催し、地域の安全・安心まちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生の規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。
- 学校においては健康教育の一環として、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を家庭や地域等と連携を図りながら推進します。
- 神奈川県立総合教育センターが行う研修を、県内の矯正施設と連携して企画・実施するなどして、少年非行の未然防止について、教職員の理解を促します。
- 子どもたちのいじめや暴力行為、不登校の未然防止のため、地域の大人たちが子どもの“育ち”を応援する運動「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」の一環として、各地域が特性に応じた取組を主体的に推進し、大人の応援団を増やすため、地域フォーラムを開催します。

取 組 実 績

- 「かながわ子ども・若者総合相談」では、昨年に引き続き、子ども・若者の一次相談窓口として、電話及び対面での相談やSNS（LINE）を利用した相談窓口を運営した。また、子ども・若者支援連携会議（全体会議・書面開催）1回、同（ブロック会議・対面）5回を予定どおり開催し、関係機関との連携体制の構築を図った。併せて、ひきこもり当事者や家族が相談しやすい環境づくりを行うとともに、精神科医師・弁護士等からなる多職種支援チームや市町村支援員の設置、ひきこもり支援市町村連携会議を4回開催する等、市町村との連携や市町村支援の強化を図った。
- 地域若者サポートステーション事業では、臨床心理士による専門的な相談や、働く意識を高めるための支援プログラムの実施など、就労に向けた着実な支援を行い、令和5年度の地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職率は、64.2%であった。
- 学校警察連携制度による児童・生徒に関する情報提供について、警察から学校へは698件（昨年度比18件の増）、学校から警察へは109件（前年度比12件の増）の連絡件数となった。
- 大学生少年サポーターによる立ち直り支援活動の実績は159回（前年度比4件の増）となった。
- 少年相談・保護センターにおける非行相談では、新規受理件数が1,312件（前年度比171件の増）となった。
- 非行防止教室は、実施校数19校（県立高校13校、市立高校1校、私立高校5校）、開催場所33箇所（小学校27校、中学校4校、児童クラブ1か所、地域ケアプラザ1か所）で開催した。
- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育では、令和5年4月に神奈川県学校喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育推進協議会を開催した。また、児童生徒に対する指導として、指導資料の活用の周知、啓発資料等の配付を行ったほか、教員等に対する研修として、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座をオンラインにて開催し、389名が受講した。
- いじめ・暴力行為等の防止のための各地区や学校における取組では、各地区で地域フォーラムを開催した。横須賀、県央、県西の3地区が参集にて開催し、湘南三浦がオンライン開催し、児童・生徒によるいじめや暴力行為等の防止に向けた自校の取組みの発表の他、今後の取組みの協議を行った。中地区については、新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催とした。

課 題 と 今 後 の 対 応

- 「かながわ子ども・若者総合相談センター」及び「神奈川県ひきこもり地域支援センター」については、未だ支援機関とつながっていない県民を相談窓口へつなげるため、広く相談窓口の広報・周知に努める必要がある。次年度以降も、子ども・若者支援連携会議やひきこもり支援市町村連携会議を開催するとともに、子ども・若者の課題・ひきこもりに関する課題等について関係者が情報共有を図り、支援の連携につながるよう体制の構築に努めていく。
- 地域若者サポートステーション事業では、支援対象者の新規登録者数を増やしていくことが課題として挙げられる。引き続き、市町村や就労支援機関と連携した広報活動等を行い、支援対象者の職業的自立に向け、就職者数及び新規登録者数を増やせるよう、それぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行う。
- 学校警察連携制度については、警察と学校との間で制度は適正に運用された。次年度については、引き続き、警察や学校等が出席する学校・警察連絡協議会等で、制度を周知し、適正な運用が図られるようにしていく。
- 少年相談・保護センターにおける非行相談では、関係機関との連携を緊密に図りながら、相談者に寄り添った適正な対応が図られた。次年度については、引き続き、懇切丁寧な少年相談活動により、少年の立ち直りを支援する。
- 大学生少年サポーターによる立ち直り支援活動の推進について、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年に寄り添い、学習支援など様々な形で立ち直り支援が行われた。引き続き、少年の規範意識の醸成を図るべく、学習支援や非行防止教室などの活動を推進する。
- 非行防止教室については、地域の安全で安心なまちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生などの規範意識やコミュニケーション能力が醸成され、非行防止の効果が得られている。今後も、継続して取り組んでいく。
- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育における薬物乱用防止教室の開催について、令和6年度は中学校、中等教育学校、高等学校で開催することとしている。また、研修についてはオンラインで開催し、多くの方が参加できるよう調整していく。
- いじめ・暴力行為等の防止のための各地区や学校における取組では、各学校や地域において、教職員、児童・生徒、保護者、地域住民が共に考え、語り合っていく機会を確保することが課題であり、地域フォーラムで児童・生徒、保護者、地域の方の対話を取り入れる等の取組を促進していく。

評 価（案）

学校警察連携制度の連絡票運用件数は、令和元年度からの5年間で、令和5年度が最多となった。学校と警察が連携し、少年の非行防止・犯罪被害防止に取り組んだ点が評価できる。

少年相談・保護センターにおける非行相談の新規受理件数は、前年度より増加しており、相談者に寄り添った対応により、少年非行の未然防止及び立ち直りが図られた。引き続き、懇切丁寧な少年相談活動をしていくことが求められる。

大学生少年サポーターの活動実績は、令和2年度より続けて増加しており、新型コロナウイルス感染症流行以前の実績に戻りつつある。兄・姉のような信頼関係を築きながら、学習支援や居場所づくりなど様々な活動を通じて立ち直りを支援していくことが重要である。

非行防止教室の実施回数は、令和4年度に比べ、約2.8倍となり、新型コロナウイルス感染症流行以前の実施状況に戻りつつある。講師となる高校生と受講する小・中学生等が共に社会規範意識を醸成することで非行防止につながる取組であることから、今後も力を入れて取り組む必要がある。

国や関係機関による関連する取組等

○久里浜少年院による県立総合教育センターが行う研修の受け入れ

令和元年度から、県立総合教育センターが行う研修「児童・生徒の問題行動等未然防止研修講座」について、当院（久里浜少年院）の施設見学、当院における矯正教育活動の説明、当院職員との意見交換等を行っている。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催が中止となったものの、令和5年度は、同センター開催の「少年非行への対応研修講座」に当院職員を派遣し、受講者である教職員の方に少年院の紹介、矯正教育・在院者の現状説明、衝動のコントロールに課題がある在院者の対応状況等について説明を実施する予定である。

大柱	4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
小柱	(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）

- ストーカー加害者治療等を行う精神科医等と連携して、精神科医等から得たアドバイスに基づき、加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチを実施することにより、再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。
- 加害行為の抑止として、「DVに悩む男性のための相談」を実施するほか、女性の加害行為についての相談に対応します。
- 13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省の協力を得て、その所在確認を実施するとともに、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じることにより、子供対象・暴力的性犯罪で服役し出所した者の再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、万引きをした高齢者を対象とした「高齢者万引き防止プログラム」を関係者とともに作成、活用することにより、万引きの習慣化を防ぎ、再犯防止を推進します。（再掲）
- 再犯のおそれが高い暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターと連携し、関係機関と民間団体による就職受入等の社会復帰対策を支援します。（再掲）
- 非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携して少年サポートチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、立ち直りを支援します。（再掲）
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。（再掲）
- 市町村が設置する認知症初期集中支援チームにおいて、認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。県は、認知症サポート医の養成や、「地域包括ケア会議」の開催、好事例の紹介、チーム員と連携する認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を実施するなど、市町村の取組を支援します。（再掲）
- 認知症の専門的な医療体制を強化するため、認知症疾患医療センターを設置し、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、介護との連携、かかりつけ医等への研修を行います。（再掲）
- 認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。（再掲）
- 若年性認知症の人一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、地域での相談対応や、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行う「若年性認知症支援コーディネーター」を設置します。また、若年性認知症の当事者を含めて、学識経験者や認知症疾患医療センター、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。さらに、職域や障がい福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する知識を習得するための研修を実施します。（再掲）
- 発達障がいを含む障がい児者に対する支援を総合的に行う県域の拠点として「神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各種の相談や研修、対応が困難な個別支援の検討会議等において専門的な立場からの助言を行います。（再掲）

取 組 実 績

- ストーカー加害者に対する指導等については、精神医学的治療等が必要と認めた加害者2人に同治療等を受診させ、精神科医から4回の助言を受けた。
- DVに悩む方のための相談については、男性被害者相談窓口を月曜日～金曜日の9:00～21:00に開設し、729件の相談に対応したほか、加害者を含めたDVに悩む男性のための相談窓口を月曜日・木曜日の18:00～21:00に開設し、68件の相談に対応した。また、専門家による専門相談として、精神保健相談を引き続き実施した他、令和5年度から法律相談を新たに実施した。広報、啓発の取組として、男性のための相談窓口を案内するリーフレットを作成し、県機関、市町村及び警察署等で配布したほか、デートDV防止啓発動画を引き続き公開し、若者層に対しDV防止の啓発を行った。
- 子どもを対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止のため、居住地が判明している全ての者に対して所在確認を実施した。

課 題 と 今 後 の 対 応

- ストーカー加害者に対する指導等については、ストーカー加害者に対する精神医学的治療等の有用性の教示が原則化されたことから、同治療等の受診に向けた対応を積極的に推進する。
- 相談窓口の周知をさらに進めるとともに、DVを未然に防止するため、引き続き若年層など、早い段階から暴力に対する理解を深めるための啓発を行っていく。
- 子どもを対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止について、過去に子ども対象・暴力的性犯罪により服役していた者であることが、その事情を知らない家族、親族、近隣住民、勤務先その他の関係者に知られることがないよう情報の管理には万全を期さなければならない。

評 価（案）

ストーカー加害者に対する指導等では、令和6年3月より、精神医学的治療等の有用性の教示が原則化された。今後はより一層精神医学的治療等の受診につながるよう対応していく必要がある。

DVに悩む方のための相談事業では、令和5年度より、専門家による法律相談を開始し、多様な相談に対応できるようになった点が評価できる。

子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止の取組については、居住地が判明している全ての者に対して所在確認を実施した点が評価できる。引き続き、情報管理には十分な対策を講じて取り組んでいく必要がある。

国や関係機関による関連する取組等

○横浜刑務所における改善指導

受刑者に犯罪の責任を自覚させ、社会生活に適応するのに必要な知識・生活態度を習得させるための改善指導として、受刑者の特性や問題性に応じて、次の取組を行っている。

(p. 5に記載の就労準備指導、p. 11に記載の社会復帰準備指導、p. 13に記載の薬物依存離脱指導は除く。)

(1) 一般改善指導

アルコール依存や飲酒の問題を抱えている受刑者に対するアルコール依存回復プログラム(全12単元)、罪名が暴力事犯である又は過去に暴力の問題を有する受刑者に対する暴力防止プログラム(全18単元)、反社会的価値観や行動様式を身に付けている暴力団準構成員や周辺者である受刑者に対する生活改善指導(全6単元)、罪名が窃盗で、窃盗に関する問題性が大きい受刑者に対する窃盗防止指導(全8単元)を実施している。

(2) 特別改善指導

現役暴力団の受刑者に対する暴力団離脱指導(全9単元)、性犯罪事犯者に対する性犯罪再犯防止指導(おおむね70単元)、被害者の命を奪い又は身体に重大な被害を与えた受刑者に対する被害者の視点を取り入れた教育(全13単元)、被害者の生命や身体に重大な影響を与えた交通事故又は交通違反を犯した受刑者に対する交通安全指導(全8単元)を実施している。

大柱	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
小柱	(1) 民間協力者の活動の促進

【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）

- 長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司を表彰することにより、意欲、やりがいの向上を図ります。
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。
(再掲)
- 民間の施設である更生保護施設が実施する継続保護事業（宿泊場所の供与及び社会生活に適応させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業）を支援します。
(再掲)
- 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、2019 年度以降有効な入札参加資格の審査から、入札参加資格認定申請日時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去2年間のうち、連続する3か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行います。(再掲)
- 横浜刑務所や久里浜少年院、よこはま法務少年支援センター（横浜少年鑑別所）、横浜保護観察所、横浜地方検察庁等の国関係機関のほか、更生保護ボランティアや更生保護法人等が参加する神奈川県再犯防止推進会議を開催することにより、民間協力者、国及び県等が連携し、再犯防止の推進を図ります。

取 組 実 績

- 神奈川県優良保護司表彰として、25名の保護司を表彰した。
- 大学生少年サポーターによる立ち直り支援活動の実績は159回（前年度比4件の増）となった。
- 神奈川県再犯防止推進会議は、4回開催し、前年度の実績評価の取りまとめと計画改定に係る意見交換を行った。また、令和6年3月に「神奈川県再犯防止推進計画〔第2期〕」を策定した。会議では、各構成員が所属する機関の取組、イベント等について情報共有する場を設けた。

課 題 と 今 後 の 対 応

- 県内の保護司は減少傾向にあり、引き続き、保護司に対する表彰を行い、意欲、やりがいの向上、定着促進を図る必要がある。
- 大学生少年サポーターによる立ち直り支援活動の推進について、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年に寄り添い、学習支援など様々な形で立ち直り支援が行われた。引き続き、少年の規範意識の醸成を図るべく、学習支援や非行防止教室などの活動を推進する。
- 神奈川県再犯防止推進会議では、計画の進行管理方法について、進捗状況をわかりやすくするため、評価方法を検討することが課題である。また、県は、国や民間の関係機関と市町村をつなぐ域内のネットワーク構築の役割を担うことから、本会議を活用したネットワーク構築の方法について検討していく必要がある。併せて、第2期計画にて新たに位置付けた性犯罪をした者への対応や市町村担当者研修会等について、取り組んでいく必要がある。

評 価（案）

保護司については、県内では減少の一途をたどっており、担い手の確保、定着が喫緊の課題である。引き続き、神奈川県優良保護司表彰を実施することで、保護司のやりがい醸成していくとともに、今後は、横浜保護観察所等の関係機関と連携しながら、保護司の担い手確保につながる広報を行っていく必要がある。

大学生少年サポーターの活動実績は、令和2年度より続けて増加しており、新型コロナウイルス感染症流行以前の実績に戻つつある。兄・姉のような信頼関係を築きながら、学習支援や居場所づくりなど様々な活動を通じて立ち直りを支援していくことが重要である。

神奈川県再犯防止推進会議では、神奈川県再犯防止推進計画の進捗状況の評価に加え、計画改定の検討を行い、第2期計画を策定できた点が評価できる。過去に犯罪をした者の立ち直りには、関係機関の連携が欠かせないため、本会議を通じて、市町村も交えたネットワークの構築に取り組む必要がある。

国や関係機関による関連する取組等

○各団体の相互連携による活動

本県では、平成29年3月に保護司、更生保護女性会員及びBBS会員の三者による「更生保護ボランティアの協働に関するかながわ宣言」が行われた。令和元年5月には、さらに神奈川県更生保護事業連盟及び認定NPO法人神奈川県就労支援事業者機構の二者を加え、「更生保護団体の協働に関する五者宣言」を締結し、安全・安心な地域づくりのために、五者が相互に連携して活動に取り組んでいる。

○神奈川県BBS連盟の活動

令和5年度は、県内の9地区会(会員約180名)それぞれにおいて過去から継続してきた活動、新たにはじめた活動の両方が充実していた一年であった。県内のBBS会では、保護観察を受けている少年をはじめ、様々な悩みを抱えている子どもとBBS会員が個別に関わり自立を支援する「ともだち活動」や、少年・子どもたちとBBS会員が複数名で料理やスポーツ等を通して交流する「グループワーク」、施設訪問(児童自立支援施設、児童養護施設等)、地域の子どもたちとの遊び・学習を通じた交流等、幅広いフィールドで活動を展開している。

神奈川県BBS連盟主催の主な活動としては、横浜矯正展への出展(餅つき、餅販売)、パン作りのグループワーク、会員を対象とした研修会を実施した。また、横浜保護観察所、保護司会、更生保護女性会と連携し、横浜市役所アトリウムでの「わくわくこども夏祭り」や、日産スタジアムでの社会を明るくする運動、みなとみらい矯正展への出展を通して、更生保護活動の広報にも取り組んでいる。

10代、20代の若手会員が多いというBBSの強みを活かし、またボランティア団体だからこそできることを模索し今後も活動の幅を広げていくとともに、SNSでBBSの魅力を継続的に発信していくことで、多くの人々に更生保護活動を知ってもらい、興味を持ってもらえるよう努める。

大柱	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
小柱	(2) 広報・啓発活動の推進

【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）

- 犯罪や非行をした者が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的として、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関や地方公共団体のほか、多くの民間団体によって実施される“社会を明るくする運動”を支援します。
- 社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進を図ります。（再掲）
- 高校生が講師となり、学校におけるいじめや暴力行為、SNS利用に起因する犯罪被害やトラブル、万引きなど非行の入口となる身近な問題について啓発する非行防止教室を開催し、地域の安全・安心まちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生の規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。（再掲）
- 学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり、ビデオ映像やパンフレット、薬物標本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催するほか、地域の薬物乱用防止指導員等を薬物乱用防止教室の講師として派遣し、薬物乱用の未然防止を図ります。
- 犯罪や非行をした者への偏見や差別意識を解消させるため、関係機関、NGO、NPO等と協働・連携した取組を行います。

取 組 実 績

- 法務省が主唱する「社会を明るくする運動」等再犯防止の普及啓発事業を支援するため、神奈川県更生保護協会が行う助成事業のうち、地区保護司会による「社会を明るくする運動」等更生保護の啓発に係る費用に対し400,000円の補助を行った。また、本運動への協力として、県庁内におけるポスターの掲出、作文コンテストの後援及び記念品の購入を行った。また、横浜保護観察所からの依頼に基づき、「社会を明るくする運動」公式SNSをフォロー、リポストしたほか、横浜刑務所からの依頼により、啓発動画を地域福祉課公式X（旧 Twitter）アカウントより発信した。
- 矯正施設見学会については、横浜刑務所で1回実施した。
- 薬物乱用防止教室を359回開催したほか、同教室への講師派遣を278回行い、薬物乱用の未然防止を図った。

課 題 と 今 後 の 対 応

- 犯罪や非行を防止し、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築くため、本運動について、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関や地方公共団体のほか、多くの民間団体と引き続き連携し、推進していく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、イベント等を活用した本運動の周知について検討していく必要がある。
- 矯正施設見学会については、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進につながるため、引き続き実施していく必要がある。
- 県内における薬物事犯検挙人員は依然として高水準にあり、特に大麻については検挙人員が増加傾向にあるほか、その約7割を30歳未満の若年層が占めていることから、引き続き薬物乱用防止教室において、大麻の危険性・有害性について普及啓発していくことが求められる。

評 価 (案)

「社会を明るくする運動」への支援は、ポスターの掲出や作文コンテストの後援など例年行っている取組に加えて、横浜保護観察所や横浜刑務所からの依頼に基づき、地域福祉課公式X(旧 Twitter)アカウントを活用した広報活動を新たに行った点が評価できる。今後も引き続き、県ホームページやSNSの活用を図っていく必要がある。

矯正施設見学会は、令和元年度以降、4年ぶりの実施となった。福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進につながるよう、今後も継続して実施していくことが重要である。

薬物乱用防止教室へ外部講師を派遣した回数は、前年度に比べ増加し、新型コロナウイルス感染症流行前の水準に戻りつつある。本事業を通じて、少年に対する啓発活動を推進していく必要がある。

国や関係機関による関連する取組等

○横浜刑務所における「横浜矯正展」の実施

地域住民に対して、受刑者の社会復帰や矯正行政について広報するため、受刑者が製作した刑務所作業製品の展示・即売、施設見学、性格検査体験、地域住民による演奏、合唱などのイベントを行う「横浜矯正展」を毎年11月に実施している。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため2年間中止していた同矯正展は令和4年度から規模を縮小して再開し、令和5年度は通常開催に戻して横浜市港南区役所等が開催する「ひまわりフェスタ」と同時開催で1日開催としたところ、15,858名と多数の来場者があり成功裡に終了した。同矯正展では、県内の農福連携協賛事業所による農産物等の販売や、刑務所出所者等の就労、住居等について包括的支援を実施する日本財団職親プロジェクトのブースを設置するなど、再犯防止関連施策に関連した広報活動を広く展開した。